

【投資信託に関するご留意点】 ●投資信託は預金ではありません。預金保険制度、ならびに投資者保護基金の対象にはなりません。●お客さまには、申込時に購入時手数料（基準価額の最大 3.3%（税込））、保有期間中に運用管理費用（信託報酬）（純資産総額の最大年 2.42%（税込））、換金時に信託財産留保額（基準価額の最大 0.50%）をご負担いただきます。その他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買手数料などが信託財産から控除されます。●投資信託は値動きのある有価証券等で運用しますので、運用実績は有価証券等の値動きにより変動します。このため、ご購入の価額を下回ることがあります。●投資信託のお申込みにあたっては、最新の「目論見書」および「目論見書補完書面」の内容をお読みいただいたうえ、ご自身でご判断ください。（2023 年 3 月 31 日現在）商号等：株式会社イオン銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 633 号 加入協会：日本証券業協会

【NISA（少額投資非課税制度）非課税口座に関するご留意点】

□NISA 口座（NISA、つみたて NISA）共通のご留意点

・NISA 口座は、投資信託の特定口座等とは異なり、1 人 1 口座（1 金融機関）のみ開設が認められています。同一の勘定設定期間において複数の金融機関等に NISA 口座を開設することはできません（ただし、2015 年 1 月 1 日以後に金融機関等を変更した場合を除きますが、この場合でも NISA 口座での買付けは 1 つの NISA 口座でしか行うことができません。）
・NISA 口座の申込書が複数の金融機関にそれぞれ提出されると、NISA 口座の開設に相当の時間を要する場合や、NISA 口座が開設できない場合があります。このため、NISA 口座の申込書は、必ず 1 金融機関のみに提出してください。
・NISA とつみたて NISA は選択制であり、同一年に両方のコースの利用はできません。コースの変更はできますが、変更を行う場合は原則として暦年単位となります。
・NISA 口座内で保有する商品を一度売却すると、その売却部分の非課税投資枠の再利用はできません。このため、短期間での売買（乗換え）より中長期の保有が税制上のメリットを享受しやすい仕組みとなっていますので、中長期での利用をご検討ください。
・非課税投資枠の繰越はできません。
・投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税投資枠を利用して購入することとなります。NISA 口座では当初購入分と分配金の再投資を合わせた利用額には限度があり、超過分は非課税対象にはなりません。このため、分配金再投資型の投資信託において高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、非課税投資枠を十分に利用できない場合があります。
・NISA 口座内での損失は、損益通算や繰越控除ができません。
・投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はもともと非課税であり NISA 口座のメリットを享受できません。

□NISA 特有のご留意点

・NISA の非課税投資枠は毎年 120 万円（2015 年以前は 100 万円）が上限です。

□つみたて NISA 特有のご留意点

・つみたて NISA では、積立契約をお申込みいただき、定期継続的な方法での買付けに限ら

れます。毎月の積立額はボーナス月増額と合計で、年間 40 万円の非課税枠の範囲でのお申込みに限られます。・つみたて NISA では、ロールオーバーの受け入れはできません。・つみたて NISA では、買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年 1 回通知されます。また法令により、つみたて NISA を開始された日から 10 年後の「経過基準日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます(10 年経過後は 5 年経過毎に実施)。同日から 1 年以内に確認できない場合、つみたて NISA での買付けを停止させていただきます。

□ジュニア NISA (未成年者少額投資非課税制度) に関する留意点

・ジュニア NISA 口座の開設は、お客さまお一人につき 1 口座となっており、複数の金融機関で開設することはできません。・ジュニア NISA 口座では、2016 年から 2023 年まで年間 80 万円まで投資することができ、投資を始めた年から原則 5 年間、譲渡益と普通分配金が非課税となります。また、2024 年から 2028 年までの各年については移管専用の継続管理勘定が設定され、18 歳になる年まで非課税期間を延長することが可能です。・ジュニア NISA で保有している投資信託を解約した場合、その非課税枠は再利用できません。・非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。・ジュニア NISA 口座における損失は、特定口座や投資信託一般口座との損益通算はできません。また、当該損失の繰越控除もできません。・投資信託における分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はもともと非課税であり、ジュニア NISA 口座における制度上のメリットを享受できません。・日本にお住まいの 18 歳未満(ジュニア NISA 口座開設年の 1 月 1 日現在)の方が対象です。・未成年者本人の年齢が 3 月 31 日時点で 18 歳である年の前年の 12 月 31 日まで(払出制限期間)は原則払出しはできません。払出制限期間中に払出しを行う場合は、過去に非課税が適用された譲渡益・普通分配金に対して課税されます。ただし、災害等のやむを得ない事由により払出しを行う場合は課税されませんので、災害等の事由に該当する場合は税務署で発行される確認書をお持ちください。なお、2020 年度税制改正に伴い、2024 年以降払出し制限が緩和されます。・イオン銀行が NISA 口座において取り扱っている商品は、株式投資信託のみです(国債、地方債、公社債投資信託は NISA 口座の対象となりません)。なお、イオン銀行では、上場株式、上場投資信託、不動産投資信託等は取り扱っておりません。・ジュニア NISA 口座に入金される資金は、ジュニア NISA 口座開設者本人の資金に限ります。本人の資金以外を運用した場合には、所得税・贈与税の課税上問題となる恐れがあります。